

令和6年度 第12回下呂市教育委員会会議録

1. 招 集 日 令和7年3月3日（月）
2. 会 場 農事センター 2階会議室
3. 開会・閉会 午後3時00分 ～ 午後4時20分
4. 出 席 者 教 育 長 中 村 好 一
委 員 河 尻 明 子
委 員 細 江 洋一郎
委 員 三 木 朋 哉
委 員 竹 田 小 織
5. 欠 席 者 委 員 小 口 晃 生
6. 委員の他出席者 教育委員会事務局長 山 中 明 美
教育総務課長 細 江 実
学校教育課長 黒 木 和 実

7. 付議案件

- 日程第1 会議録署名者の指名
- 日程第2 会期について
- 日程第3 議第26号 令和7年度下呂市教育委員会予算に関する意見について
- 日程第4 議第27号 令和7年度下呂市教職員人事について
- 日程第5 協議、報告事項

教育長 これより、令和6年度 第12回下呂市教育委員会を開会します。初めに日程第1、会議録署名者を指名します。本日、河尻明子委員にお願いします。

教育長 日程2、会期について。会期は本日1日としてよろしいでしょうか。
（委員全員 異議なし）

教育長 それでは会期は本日1日といたします。

教育長 日程第3、議第26号 令和7年度下呂市教育委員会予算に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます
（教育総務課長が説明）＜非公開＞
＜質疑等非公開＞

教育長 それでは日程第4、議第26号につきまして、承認される方は挙手願います。
（全員挙手）
全員挙手ということで承認されました。

教育長 日程第4、議第27号 令和7年度下呂市教職員人事についてを議題といたします。事務局の説明を求めます
（学校教育課長が朗読説明）＜非公開＞
＜質疑等非公開＞

教育長 それでは日程第4、議第27号につきまして、承認される方は挙手願います。
（全員挙手）

教育長 全員挙手ということで承認されました。

教育長 続きまして、日程第5 協議、報告事項です。何かございますか。

教育長 1年単位の変形労働時間制の導入について、事務局の説明を求めます。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明について、何かご意見ご質問はございませんか。

竹田委員 先生は、夏休みには、懇談があり、プール当番などがあり、まとめてそれだけ取れるのか、逆に業務が増えるだけで終わらないか、本当に対応が必要なのか疑問があります。

学校教育課長 無理して取る必要はありません。育休や育児短時間勤務など、様々な事情がありますので、それぞれの状況に合わせて休暇を取っていただくというのが一つです。もう一つ、夏休み中の休暇取得については、おっしゃる通り、前半は、特に研修期間となり多忙であるため、お盆前に少しでも休暇を取得できるよう配慮するため、来年度は、学校協議会において、研修を7月末までに終え、8月第1週までに終えられるようにし、その後は休暇を取得しやすいように、また、閉庁日を設ける体制を整えました。

河尻委員 下呂市はこの変形時間労働制は以前にもありましたよね。それとどう変わりますか。

学校教育課長 こちらは1年と期間が延びました。以前は2ヶ月3ヶ月とその、直近の月で入れ替えをしていくっていうことだったのが、1年となったのが、変わったところでございます。

教育長 もう1つ違いは、足して1日休まなければいけないということです。前は時間が半日でもいいっていうのがありましたが今回は1日ということになりました。

細江委員 先生方のやることに関しては、事務仕事で減らすわけではありませんね。その休日を8月にかぶせるっていう方法が果たして効率的かどうか、難しいことだと思いますが、悪い言い方をすると、だらだらと残業がだらだらと続くと、そういう危険性もあると思うのですが、その辺どういうふうに考えられますか。

学校教育課長 この例で言うと、4月は年度初めでかなり忙しくなるため、だらだらしている暇はないだろうと思います。ただ、週休のまとめ取りをしなければならなくなると、やはり難しい部分があります。長く働いた分をどこかで短く働くというような振替の方が使いやすいただろうと思います。例えば、夏休みに少し早めに帰れるとか、そういうやり方の方が、実際、実効性があるのではないかと思います。

三木委員 フローチャートのところで、個人、個人で適用し希望するとある。校長は適用職員及び学校全体に講ずる措置がとれるかどうか。だから、要望しても、それが何人もとなったら成り立たなくなってくるので、これは早い者勝ちになってしまうのか、その学校の先生の数とかによっては、希望しても、許可できない場合もあるという意味なのか、そのあたりちょっと教えてください。

学校教育課長 講ずべき措置の中に、時間外在校等時間を月42時間年320時間にすること。これが1つの足かせという条件になっていて、これができないと見込まれるような職員は、この変形労働時間制は取れません。面談しながら、それは取れないですという話になっていくわけです。早いもの勝ちということよりも本当にそれが実行可能なのか、管理職が面談しながら実行していくことになっていくと思います。

河尻委員 例えばで表されているのは8月に休みを取るってことですけど、それ以外の月に取ることは可能ですか。

学校教育課長 はい、可能です。長期休業等を含む、それ以外の期間でも取得可能です。

ただし、業務に支障が出てくることは避ける必要があるため、その点については校長と面談をして決定していくことになります。

教育長 その他よろしいでしょうか。

（質問等なし）

教育長 それでは、次回の教育委員会を３月25日に開催することとし、第12回の教育委員会を閉会させていただきます。